

滋賀県子ども・若者基金条例案要綱

1 制定の理由

子どもが人権を尊重され夢を持って健やかに育ち、子どもを安心して育てることのできる環境づくりの推進ならびに社会生活を円滑に営む上で困難な状況にある子ども・若者およびその家庭への支援を図るため、滋賀県子ども・若者基金条例を制定しようとするものです。

2 概要

- (1) 子どもが人権を尊重され夢を持って健やかに育ち、子どもを安心して育てることのできる環境づくりの推進ならびに社会生活を円滑に営む上で困難な状況にある子ども・若者およびその家庭への支援を図るため、滋賀県子ども・若者基金（以下「基金」という。）を設置することとします。（第1条関係）
- (2) 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とすることとします。（第2条関係）
- (3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとします。（第3条関係）
- (4) 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れることとします。（第4条関係）
- (5) 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとします。（第5条関係）
- (6) 知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができることとします。（第6条関係）
- (7) この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定めることとします。（第7条関係）
- (8) この条例は、令和4年4月1日から施行することとします。

滋賀県子ども・若者基金条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 14 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県子ども・若者基金条例

(設置)

第 1 条 子どもが人権を尊重され夢を持って健やかに育ち、子どもを安心して育てることのできる環境づくりの推進ならびに社会生活を円滑に営む上で困難な状況にある子ども・若者およびその家庭への支援を図るため、滋賀県子ども・若者基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県子ども・若者基金条例の制定について

本県の子どもたちが健やかに育つための環境づくりを進め、コロナ禍で顕在化する課題に対応するための集中的な取組を実施するため、滋賀県子ども・若者基金を新たに設置する。

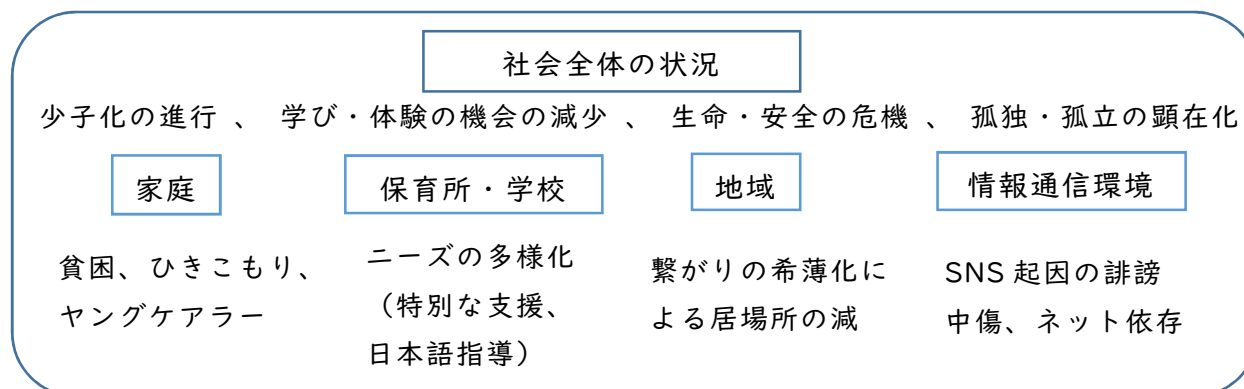
1. 目的（※条例第1条）

子どもが人権を尊重され夢を持って健やかに育ち、子どもを安心して育てることのできる環境づくりの推進ならびに社会生活を円滑に営む上で困難な状況にある子ども・若者およびその家庭への支援を図る。

2. 背景

コロナ禍における社会全体の状況から、子育て環境や子ども・若者およびその家庭への負の影響拡大が懸念される。

- ・「人との出会い・関わり」、「学び・体験の機会」が減少
→ 少子化のさらなる進行、子どもが健やかに成長するための契機の減少
- ・児童虐待、不登校、ヤングケアラー等、見えづらい困難を抱える子ども・若者の存在
→ 子ども・若者を取り巻く環境の深刻化、困難を抱える子ども・若者の増加



3. 基金活用時に重視する視点

子どもが生まれる前から生まれた後も切れ目なくケアを行うための環境を整備する。

- ・ すまいる・あくしょんの7つの行動指標
- ・ 子ども・若者（当事者）の声の反映
- ・ 地域や関係団体、NPO等との協働・連携、他分野との連携

4. 事業期間

令和4年度から4～5年間程度とし、コロナ禍で顕在化する課題に対応するための集中的な取組として実施する。

5. 基金充当事業の考え方

(1) 想定する事業

- ① 子どもたちが自分らしく生きる力を育むための取組
- ② 家庭や地域での安心・安全な子育て環境づくりを図る取組
- ③ 特別な支援を必要とする子どもを支援する取組
- ④ 子育てや教育にかかる経済的負担を軽減する取組
- ⑤ 少子化対策の取組
- ⑥ 困難な状況にある子ども・若者やその家庭を支援する取組

令和5年度以降、上記の6項目に該当する事業について、健康医療福祉部以外の部局を含め、本格的に事業構築を行う。

(2) 対象としない事業

- ① 既存事業
 - ※ ただし、「滋賀で誕生ありがとう事業」「すまいる・あくしょん普及啓発事業」は、新規性が高く基金の趣旨に合致するため対象としている。
- ② 恒常的な制度として構築すべき事業
- ③ 市町村事業と位置付けられている地方財政措置が講じられているもの
- ④ 市町等との負担割合が定められている事業の市町等負担分
- ⑤ ハード事業、土地取得経費
 - ※ ただし、児相整備の実施設計委託は対象としている。
- ⑥ その他基金の趣旨に合致しない事業
 - ※ 子どもの関わりが一定あるが、子どもの福祉等の観点が薄いもの など

6. 積立金額

10億円+預金利息30万3千円（令和4年度当初予算案）

7. 令和4年度充当事業

	事業名	事業費	一般財源 (基金充当額)	想定事業 分類
1	(新) リトルベビー等家族支援事業	1,000	1,000	②
2	(新) 不安を抱えた若年妊婦等支援事業	4,000	2,000	②
3	(新) しが出会いサポート地域連携推進事業	29,658	4,886	⑤
4	(新) 地域の魅力を生かす子どもの居場所づくり推進事業	10,500	3,066	②⑥
5	滋賀で誕生ありがとう事業（令和3年度～）	25,097	22,174	②
6	「すまいる・あくしょん」普及啓発事業（令和3年度～）	4,100	4,100	②
7	(新) 子ども家庭相談センター体制強化事業（設計委託）	14,750	14,750	⑥
	合計	89,105	51,976	

8. その他

(1) 今後の事業構築

令和5年度以降の基金活用に向けて事業構築を行うほか、必要な事業については令和4年度補正予算において随時対応する。

(2) 国事業の活用

県単独事業のほか、国庫補助事業の都道府県負担分や超過負担分に充当することで、国事業の積極的な活用につなげる。

(3) 民間寄附の呼びかけ

県民と思いを共有しながら事業を展開するため、基金の造成にあたっては、滋賀応援寄附の仕組みを活用することも含め、広く協賛を呼びかけることとする。

(4) 子ども・若者の意見の反映

子ども・若者の参加があるか、子ども・若者（当事者）の声を反映しているかといった視点で、活用事業を構築・選定するとともに、事業構築・選定にあたって、子ども・若者の意見を反映する仕組みを組み入れることを検討する。

(5) NPO等との協働

事業実施にあたっては、積極的に関係団体・NPO等との協働を進める。令和4年度は、「地域の魅力を生かす子どもの居場所づくり推進事業」において、NPO等からの提案事業を公募する予定。